

豊岡市副市長候補者 公募要領

1 公募の趣旨

豊岡市の目指す都市づくりに、民間での職務経験を生かし、深い見識、豊かな発想力と熱意をもって取り組んでいただける人材(副市長候補者)を全国から広く募集します。

市長からのメッセージ 『求む、副市長。』(別紙1)を参照下さい。

2 副市長の職務等

副市長は、地方自治法第161条の規定に基づき設置される職で、選任には市議会の同意が必要となります。

職務は、市長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、市長の職務を代理します。(地方自治法第167条)

3 応募資格

- (1) 豊岡市の目指す都市づくりに、民間での職務経験を生かし、深い見識、豊かな発想力と熱意をもって取り組んでいただける方
- (2) 日本国籍を有する満40歳以上(平成21年4月1日現在)の方で、性別、学歴は問いません。
- (3) 民間の企業等での職務経験を有する方
- (4) 就任後は市内に居住できる方(現住所には特に居住地要件はありません)
- (5) 地方自治法第164条に定める副市長の欠格事由に該当する方は応募できません。なお、就任後は、同法に定める兼職・兼業禁止の規定の適用を受けます。(別紙2参照)

4 応募期間

平成21年6月8日(月)から平成21年7月22日(水)まで (22日必着)

5 任期・待遇等

- (1) 任期 市議会の同意後、任命の日から4年間
- (2) 給与 給料月額 744,000円
期末手当 年間4.5月分(ただし、就任後の最初の支給分については、在職期間に応じて減額された額となります。)
、 のいずれも平成21年4月1日現在の給与額です。(以後改定される場合があります。)その他、退職手当の制度があります。
- (3) 勤務時間等 常勤の特別職として勤務することになります。(勤務時間、休暇の定めはありません)

6 応募方法等

所定の申込書(必要事項・業績のアピール点等をパソコン入力又は自筆により記入、

必要箇所に署名・押印、写真貼付)に、次の課題論文を添付し、簡易書留による郵送又は持参により提出して下さい。

《課題論文》

- ・文字数 2000字以内(A4縦サイズ用紙に横書き・パソコン入力又は自筆)
- ・テーマ 『目指すまちの将来像「コウノトリ悠然と舞うふるさと」の実現に向けて、民間での経験を基に、あなたなら職員と組織をどのように鍛えますか?』

【申込書の入手方法】

窓口配布

市役所総務部職員課で配布します。

郵送による請求

封筒の表に「副市長候補者応募申込書請求」と朱書きのうえ、返信用封筒(宛名を明記し、120円切手を貼付した角型2号封筒)を同封して下さい。

市のホームページからダウンロード

<http://www.city.toyooka.lg.jp> からダウンロードして下さい。

7 公募説明会の開催

公募に当たり、次の2ヶ所で説明会を開催し、市長が、求める副市長の人材像や目指すまちづくりについて直接お話しします。

東京会場

- ・日時 平成21年6月26日(金)19:00~
- ・場所 全国町村会館第1会議室(東京都千代田区永田町1-11-35)

神戸会場

- ・日時 平成21年6月27日(土)13:30~
- ・場所 神戸市教育会館201号室(神戸市中央区中山手通4-10-5)

8 選考方法

(1) 第1次選考

申込書及び課題論文審査により選考し、結果は、7月下旬に応募者全員に文書で通知します。(第1次選考合格者には第2次選考の日程をお知らせします)

(2) 第2次選考

第1次選考合格者について、個別面接により選考し、結果は、8月中旬ごろに文書で通知します。(個別面接予定日 平成21年8月8日〔土〕)

面接は選考委員(別紙3参照)が行います。

(3) 9月議会に選任同意議案を提出し、議決を経て、10月1日就任予定(変更の可能性もあります)

9 応募先及び問合せ先

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

豊岡市総務部職員課

電話 0796-23-1326(職員課直通)

市長からのメッセージ

求む、副市長。

夢はでっかく、根は深く。詩人の相田みつをさんの言葉です。

まちづくりに置き換えて言えば、地域の自然、歴史、伝統、文化に深く根ざし、その上に大きな夢を描くこと。それが豊岡の姿勢です。

日本中が、粗雑で同じ顔をした、つまらないまちを創ってきました。地域の自然を壊し、歴史や伝統や文化を捨て去り、古い街並みも壊して、比喩的に言うと、四角いコンクリートの建物ばかりの同じ顔をしたまちを創ってきました。

顔が同じなら、体が大きいほうが勝つに決まっています。

豊岡は独自の道を歩んでまいります。

豊岡の紹介を少しだけ・・・

キーワードは、失われた大切なものを取り戻す、です。

豊岡は、コウノトリを復活させたまちです。

コウノトリは、1971年、日本の野生最後の1羽が死んで日本の空から消えました。豊岡が最後の生息地でした。絶滅に先立って、1965年、人工飼育が始まりましたが、最初の24年間、1羽のヒナもかえりませんでした。絶望もありました。批判もありました。しかしついに1989年、待望のヒナがかえりました。以来21年連続してヒナがかえり、現在136羽のコウノトリが豊岡で暮らしています。そのうち28羽が再び自由に豊岡の空を飛んでいます。

コウノトリは完全肉食の大型の鳥です。コウノトリが野生で暮らすことができるためには豊かな環境が不可欠であり、そのような環境は人間にとっても素晴らしい環境であるに違いありません。コウノトリも住める豊かな環境を創造する、それがコウノトリ野生復帰の最大のねらいです。

豊岡が誇る城崎温泉は、まち全体に日本的情緒が色濃く残る「奇跡の温泉街」です。1925年の北但大震災で壊滅的打撃を受けました。復興に当たって、道路と川幅を広げ、類焼を防ぐために要所々々に鉄筋コンクリートの建物を配置するなど、最新の防災対策を施しました。しかしその上で、選んだ復興のコンセプトは「元に戻す」でした。城崎温泉の特徴は和風の情緒であるとして、木造3階建ての街並みが再現されました。

豊岡の小京都、出石は、江戸時代の城下町の風情を残し、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。実は市街地の3分の2は、1876年（明治9年）の大火で焼失しています。しかし、復興に当たって、人々は町割りをそのまま残し、町家を江戸時代の建築様式で再建したため、江戸時代との連続性を保つ街並みとなりました。去年は、1901

年に建築された近畿に現存する最古の芝居小屋「永楽館」を復活させました。

豊岡は、人口規模は小さくても世界の人々から尊敬され、尊重されるまち、「小さな世界都市」をめざしています。それを実現するために、地域固有の自然・歴史・伝統・文化に根ざしたまちづくり、文字通りの「環境都市」の実現、情報発信戦略の実施を進めています。

2004年度には、環境と経済の共鳴を実現するため「豊岡市環境経済戦略」を策定し、実践を重ねています。

財政力は強くありません。過疎化と高齢化と少子化にも苦しんでいます。しかし、私たちは豊岡の可能性を信じています。

豊岡市役所の職員たちは、素質は充分で、故郷を愛する強い気持ちをもっています。このチームを、民の目でさらに鍛えて、市民との連携をさらに強化すれば、目標は必ず達成できると信じています。

そこで今、私たちの夢の実現に向けて、副市長として、夢を共有し、一緒になって汗を流していただける人材を探しています。求めている副市長像は、「優れたコーチ」です。

人使いの荒い市長がいますが、果敢に挑戦し、ぜひ豊岡にお越しく下さい。ちなみに豊岡は、世界的大冒険家植村直己さんのふるさとでもあります。

豊岡市長 中 貝 宗 治

《参考》

公募要領の「3 応募資格の(5)」に関連する法令条項(抜粋)

地方自治法 (昭和二十二年四月十七日)(法律第六十七号)

第百四十一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

第百四十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。

第百六十六条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

第百四十一条、第百四十二条及び第百五十九条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

公職選挙法 (昭和二十五年四月十五日)(法律第百号)

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 成年被後見人
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 四 公職にある間に犯した刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成

十二年法律第百三十号)第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮二以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二条の定めるところによる。

3 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十条の六の規定による在外選挙人名簿の登録がされているものについて、第一項又は第二百五十二条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(被選挙権を有しない者)

第十一条の二 公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。

選考委員名簿

氏 名	職 名	市の機関での職等 (現職及びこれまでの経歴)
上治 丈太郎	ミズノ(株)専務取締役	香美町出身 豊岡市内の高等学校卒業
奥田 清喜	前豊岡市副市長	但東町長
辻 勝蔵	(株)トヨタ代表取締役会長 豊岡商工会議所顧問(前会頭)	豊岡市新庁舎建設市民検討委員会委員 豊岡市行政改革委員会副委員長 豊岡市都市計画審議会会長
中貝 宗治	豊岡市長	
渡辺 良機	東海バネ工業(株)代表取締役	豊岡市経済成長戦略会議委員

氏名は50音順。職名は平成21年6月5日現在